

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	清 水 富 雄
同	大 岩 真善和

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年3月26日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「A自治会を名乗る団体に支出した地域活動推進費補助金の交付は、自治会ではない団体（親睦会・同好会）に誤って支出した「違法若しくは不当な公金の支出」（地方自治法第242条1項）である」と述べています。また、請求の要旨(1)として、「令和3年4月以降の地域活動推進費補助金を」「A自治会を名乗る団体に返還させる措置を市長が講ずることを求める」と記載し、令和3年4月以降の特定の団体に対する地域活動推進費補助金の交付について述べています。

請求人は、過去に提出した横浜市職員措置請求書に関し監査委員から送付された「令和6年10月2日付・11月20日付・令和7年1月24日付の合議決定通知書」に対して、「適法な住民監査請求を理由無く却下した違法がある。」と様々に主張していますが、本件請求における請求人の主張は、令和7年2月21日受付の横浜市職員措置請求書も含めた過去4回における主張と同一であり、A自治会が「総会書面議決による会則改定」により「自治会ではない単なる任意団体（自称・自治会）に変容した」との意見は、特定の団体に対する地域活動推進費補助金の交付に係る支出手続等の財務会計上の行為が違法又は不当である理由を具体

（裏面あり）

的に摘示したものとは認められません。

また、請求人が主張する「地域活動推進費補助金交付要綱が地域活動の推進に有効に機能しているか否かが監査されなければならない」といった記載を踏まえると、請求人は、特定団体への地域活動推進費補助金の交付に対する疑義を契機に地域活動推進費補助金全般について監査を求めているものと解することができますが、これは、制度設計やその是非についてのものであり、住民監査請求の対象である横浜市の機関・職員等が行う財務会計上の行為及び怠る事実についてのものではありません。

なお、請求人が主張する「政治・行政に参加する権利」である普通地方公共団体の事務の執行に関する監査請求は、選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者によりされるものであり（法第75条第1項）、1人の住民であってもすることができる住民監査請求とは別個のものです。

他に、請求人は監査を実施しない決定について「住民監査前置を満たしていないため、住民が住民訴訟を起こすことを困難にする違法な処分である。故に、住民監査前置を満たすため、同一内容について、同一主張をする再度の住民監査請求をします。」と述べていますが、監査委員が、適法な住民監査請求を不適法であるとして却下した場合、その請求をした住民は、適法な住民監査請求を経たものとして住民訴訟を提起することができ、その出訴期間は、「法242条の2第2項1号に準じ、却下の通知があった日から30日以内と解するのが相当である」（最高裁判所平成10年12月18日判決）、このことは、過去4回の「住民監査請求に基づく監査について（通知）」の送付文でも教示したとおりであるため、「住民監査前置」が再度の住民監査請求を理由づけるものではありません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。